

○積算基準及び基準歩掛等公表要領

(趣旨)

第1条 この要領は、つくば市が発注する建設工事等について、入札・契約手続きの透明性・競争性・客観性をより一層高めるために、土木工事及び建築工事の積算に用いる積算基準及び標準歩掛等（以下「基準書」という。）の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基準書の種類)

第2条 公表する基準書は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 積算基準及び標準歩掛 土木編
- (2) 積算基準及び標準歩掛（別冊）計画調査編
- (3) 積算基準及び標準歩掛（別冊）電気通信・機械編
- (4) 積算基準及び標準歩掛（別冊）公園緑地工
- (5) 請負工事機械経費積算基準
- (6) 下水道用設計標準歩掛表 第1巻 管路
- (7) 下水道用設計標準歩掛表 第2巻 ポンプ場・処理場
- (8) 下水道用設計標準歩掛表 第3巻 設計委託
- (9) 下水道用設計標準歩掛表 第4巻 参考資料
- (10) 公共建築工事積算基準
- (11) 公共住宅建築工事積算基準
- (12) 公共住宅電気設備工事積算基準
- (13) 公共住宅機械設備工事積算基準
- (14) 公共住宅屋外整備工事積算基準

(公表方法)

第3条 基準書（1）から（5）まではつくば市建設部道路整備課に、（6）から（9）まではつくば市生活環境部下水道整備課に、（10）から（14）まではつくば市建設部公共施設整備課に置き、希望者に閲覧させるものとする。

- 2 基準書のコピーは、カメラ及びハンディーコピー等の持込み機器を使用する場合のみ可とする。ただし、基準書（6）から（14）までについては、著作権がつくば市に無いので、複製を禁ずる。
- 3 閲覧時間は、月曜日から金曜日（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く。）の午前9時から正午、午後1時から午後4時までとする。ただし、必要がある場合は、閲覧時間について制限することがある。

(閲覧留意事項)

第4条 閲覧人は、係員の指示に従い指定された場所で閲覧し、これを指定閲覧場所外に持ち出し、又は汚損若しくは加筆等の行為をしてはならない。

- 2 基準書の貸出は、行わないものとする。
- 3 閲覧人は、氏名、住所、会社名、閲覧希望基準書及び閲覧の年月日を閲覧人記録票に記入し、閲覧を行うものとする。
- 4 基準書の具体的内容等について、電話、来訪等による問合せには一切応じないものとする。
- 5 この要領の定め違反し、又は係員の指示に従わない閲覧人に対しては、閲覧を中止し、又はこれを禁止することがある。

附 則

この要領は、平成 28 年 11 月 1 日から適用するものとする。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から適用するものとする。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から適用するものとする。

附 則

この要領は、令和元年 7 月 1 日から適用するものとする。

参考

- (1) 積算基準及び標準歩掛 土木編
- (2) 積算基準及び標準歩掛 (別冊) 計画調査編
- (3) 積算基準及び標準歩掛 (別冊) 電気通信・機械編
- (4) 積算基準及び標準歩掛 (別冊) 公園緑地工
- (5) 請負工事機械経費積算基準
発行 茨城県土木部

- (6) 下水道用設計標準歩掛表 第 1 巻 管路
- (7) 下水道用設計標準歩掛表 第 2 巻 ポンプ場・処理場
- (8) 下水道用設計標準歩掛表 第 3 巻 設計委託
- (9) 下水道用設計標準歩掛表 第 4 巻 参考資料
監修 下水道用歩掛検討委員会
編集・発行 下水道新技術推進機構
※ (6) ~ (9) の解説書「下水道用設計積算要領」は、(公社) 日本下水道協会にて発行。

- (10) 公共建築工事積算基準
監修 国土交通省大臣官房庁営繕部
編集・発行 (一財) 建築コスト管理システム研究所
発行 (株) 大成出版社

- (11) 公共住宅建築工事積算基準
- (12) 公共住宅電気設備工事積算基準
- (13) 公共住宅機械設備工事積算基準
- (14) 公共住宅屋外整備工事積算基準
編集 公共住宅事業者等連絡協議会
発行 (株) 創樹社